

意見提出者	富士通株式会社
1. 項目	950MHz 帯特定小電力無線局のキャリアセンス時間
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>既存の制度では、950MHz 帯特定小電力無線局のキャリアセンスは、 (1)無線チャンネルが空き状態であると判定に要する 時間は 10m 秒以上 (2)但し、1 時間当たりの送信時間の総和が 360 秒以下の場合、判定に要する時間は 128μ 秒以上とされている。</p> <p>データ送信を効率よく行うため、同じ無線局で(1)と(2)を組み合わせ、キャリアセンスを変更して使用する場合、一旦、(2)のキャリアセンス 128μ 秒以上で動作させた場合、「1 時間当たりの送信時間の総和が 360 秒以下」と規定されているため、1 時間が経過するまで、(1)のキャリアセンス 10m 秒以上に切り替えたとしても、送信時間制限を受けて効率的に送信することが出来ない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	平成元年郵政省告示第四十九号第 3 項第 2 号(3)および(4)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>実質的に、(2)の送信時間制限の考えに影響を与えず、かつ 1 時間経過せずとも、(1)のキャリアセンスに切り替えて使用することが出来るよう、「1 時間当たりの送信時間の総和が 360 秒以下」に加えて、1 時間とは限定せずに、360 秒/1 時間以下の比率に収まれば、例えば 10 分（この場合の送信時間の総和は 60 秒）や、1 分（同 6 秒）でも許容出来るよう、見直して頂きたい。</p>